

障害者福祉分野におけるシステム標準化に伴う業務見直し支援業務（仮称）の  
実施方法検討に係るサウンディング型市場調査

## 実施要領 (対話追加募集)

### 1 趣旨

横浜市では、障害者福祉分野におけるシステム標準化にあわせて、18区（福祉保健センター高齢・障害支援課及びこども家庭支援課）と関係局（健康福祉局及びこども青少年局）で実施する障害者福祉業務について、業務見直しを行う予定です。業務見直しは、**既存のシステム運用から標準準拠システムへの転換により生じるズレや違いを最小限におさえるための業務改善を図ること**や、主にシステムを使用している業務について、事務（システム外の事務等含む）の見直しや手続きの効率化を図ることにより、システム標準化を契機とした担当職員の業務負担軽減を図りながら、市民サービスを向上させることを目的とします。

事業実施に際しては、コンサルティング業務等を専門とする事業者への業務支援委託を想定しています。本市の実情（特に区福祉保健センターにおける課題等）を踏まえ、より効果的で実現性の高い業務見直しの実施手法等について、民間事業者が持ち合わせるアイデア把握を行うとともに、事業者が公募に参加しやすく、提案しやすい条件を把握するため、サウンディング型の市場調査を実施します。

### 2 事業の概要

あくまで現時点で想定している内容のため、今後、変更する場合があります。

#### (1) 件名

障害者福祉分野におけるシステム標準化に伴う業務見直し支援業務（仮称）

#### (2) 契約期間

単年度（令和5年上半期～令和6年3月）

#### (3) 想定委託内容

以下の項目について、分析・課題整理、業務見直しの具体的内容に関する提案及び検討支援、計画の作成を主な委託内容として想定しています。

ア システムを使用する業務について、既存のシステム（福祉保健システム及び障害福祉システム運用から標準準拠システムへの転換により生じることが想定されるズレや違いによる事務の影響（区福祉保健センターにとって業務負担となりうる部分）を最小限におさえるための事務の見直し

イ 障害者福祉業務のうち標準化範囲外業務及びシステム外の事務等も含めた業務全体の見直し

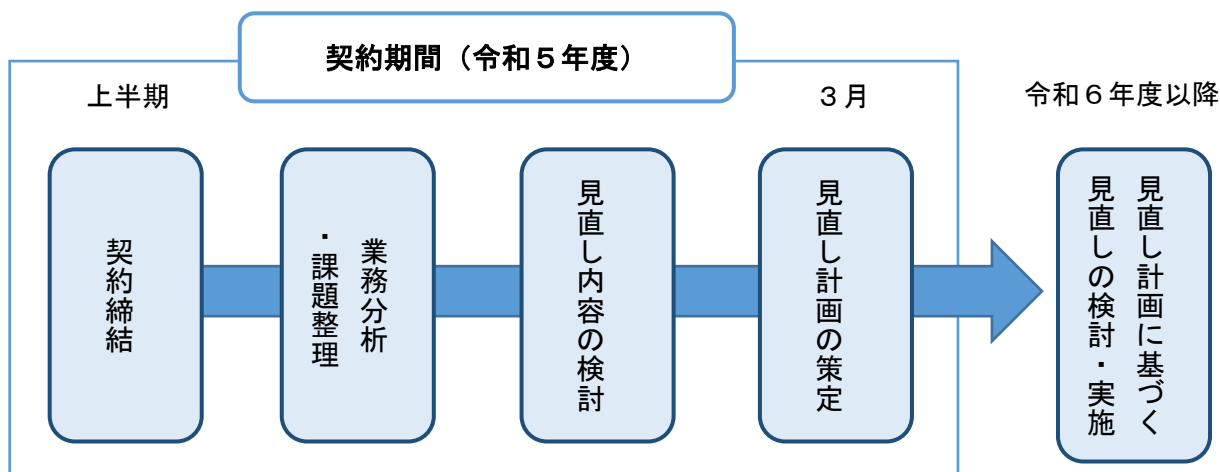
ウ システム標準化を契機とした担当職員の業務負担軽減を目的とした業務見直し

## 《業務見直しを行う対象事業（業務）の考え方》

障害業務を担当する18区及び関係局が業務の遂行の際システムを使用する業務について、事務の見直しや手続きの効率化を図ることにより、担当職員の業務負担軽減を図ることが期待できるもののうち、システム標準化を行うことで以下の事項にあてはまる課題が発生する事務を業務見直しの対象とします。（18区及び関係局が担当するすべての業務を対象として業務見直しを実施するわけではありません。）

- ・業務フロー等の大幅な変更が生じること
- ・事務処理ミスの要因となりうること
- ・処理件数等が多く、業務負担となりうること
- ・ペーパーレスの推進などに寄与すること
- ・特に区が課題と感じていること
- ・標準準拠システムへの移行には必須であること

### （4）業務見直しの流れ（予定）



## 3 対話の実施概要

### （1）日時

令和4年12月19日から12月23日までの間（予備日12月26日）

※事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に実施する想定です。

※申し込みいただいた後、個別に調整させていただきます。

※1事業者あたり、2時間程度を予定しています。

### （2）場所

横浜市庁舎内会議室（詳細は事前にメールにて御連絡します）

### （3）対象者

システム標準化を契機とした障害者福祉分野における業務見直し業務に関心のある事業者又は法人のグループ等

(4) 申込方法（事前申込制）

「対話へのエントリーシート（様式1）」に必要事項を記入し、申込期間内に下記申込先へ御提出ください。

※対話に参加する人数は、事業者ごとに3名以内としてください。

※対話参加申込の参加希望日程は、2日以上を選択してください。

**【申込期間】** 令和4年10月24日（月）～11月4日（金） 正午

**【申込先】** 横浜市健康福祉局障害施策推進課、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電子メール：kf-shofukuminaoshi@city.yokohama.jp

※メール件名は、「【対話参加申込】+事業者名」としてください。

**【追加申込期間】** 令和4年11月18日（金）～12月9日（金）

**【申込先】** 横浜市健康福祉局障害施策推進課、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電子メール：kf-shofukuminaoshi@city.yokohama.jp

※メール件名は、「【対話参加申込】+事業者名」としてください。

(5) 対話内容

「事前ヒアリングシート（様式2）」や、本市が提供する資料に基づき作成いただく「システム標準化を契機とした障害者福祉分野における業務見直しに関する提案（様式不問）」をもとに対話を実施します。提出期限内に下記申込先へ御提出ください。

ア 「1趣旨」に記載する目的を達成するための検討手法に係る事業者の皆様の御意見・御提案

イ 本市が抱える障害者福祉業務に係る課題に対する事業者の皆様の御意見・御提案

**【提出期限】** 令和4年12月9日（金）

**【申込先】** 横浜市健康福祉局障害施策推進課、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電子メール：kf-shofukuminaoshi@city.yokohama.jp

※メール件名は、「【ヒアリングシート提出】+事業者名」としてください。

~~(6) 事前説明会の実施について~~

~~事業実施の考え方や対話の内容等について、事前説明会を開催します。（事前申込制）~~

~~対話の実施にあたり、事前説明会への出席は必須要件ではありませんので、参加を希望される事業者は、対話へのエントリーシート（様式1）において、「出席」を選択してください。~~

~~なお、事前説明会と合わせて、健康福祉局及びこども青少年局が障害業務に携わる区担当者からヒアリング（国から示された事例や事例の異なる確認等）を実施しますので、その実施状況を見学していただくことが可能です。~~

**実施済**

~~※事前説明会受付時に、出席される方の名刺を御提供ください。~~

~~※説明会に参加する人数は、事業者ごとに3名以内としてください。~~

~~【日時・場所】令和4年11月7日(月) ※午前中に2時間程度を予定しています。~~  
~~横浜市庁舎内会議室~~  
~~—(詳細は事前にメールにて御連絡します)—~~

(7) 事前説明会資料の提供について

~~事前説明会資料は、本市の秘密情報に該当することから、「秘密保持に関する誓約書」を提出された事業者に対して、事前説明会の実施日以降にお渡しします。~~

~~なお、事前説明会資料提供後の辞退は原則認めないものとします。やむを得ず、辞退する場合は「辞退書」及び「破棄証明書」に必要事項を記入し、上記申込先へ持参してください。~~

※「秘密保持に関する誓約書」は、「対話へのエントリーシート(様式1)」を提出する際に、あわせてご提出ください。

※既に事前説明会を実施しておりますので、ご提出いただき次第、資料を提供します。

なお、原則として資料提供後の辞退は認められません。

やむを得ず、辞退する場合は「辞退書」及び「破棄証明書」に必要事項を記入し、上記申込先へ持参してください。

5 留意事項 (必ず御確認の上、お申し込みください。)

(1) 参加及び対話内容の取扱い

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象とはなりません。

対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での内容のものとし、今後について何ら約束するものではありません。

(2) 対話に要する費用

対話への参加に要する費用は、参加される事業者の負担とします。

(3) 対話への協力

必要に応じて追加の対話や質問等(文書照会含む。)を行うことがあります。その際は、御協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

ア 対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。

イ 公表にあたっては、事前に参加された事業者に内容の確認を行います。

ウ 参加された事業者の名称、事業ノウハウにかかる内容は、公表しません。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、公開の対象になることがあります。

(5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配 法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

## 6 今後のスケジュール

令和 4 年 10 月 24 日	対話及び事前説明会参加事業者の募集開始
11 月 4 日	対話及び事前説明会参加事業者の応募締切
11 月 7 日	事前説明会の実施
12 月 9 日	対話資料提出締切
12 月下旬	対話の実施
令和 5 年 1 月以降	事業者公募開始
4 月以降	事業者決定・契約締結